

論点1 無電柱化を推進する道路

過去の計画の重点地区

	第1期計画 (S61～H2)	第2期計画 (H3～H6)	第3期計画 (H7～H10)	第4期計画 (H11～H15)	第5期計画 (H16～H20)	第6期計画 (H21～)
重点地区	・大都市の中心部の主要道路等を主体				・またなかの幹線道路	・市街地の幹線道路 ・情報通信ネットワークの信頼性の向上
防災					・緊急輸送道路 ・避難路の確保	・災害の防止
交通安全			・歩行者等の通行が優先されるべきコミュニケーションを形成する地域	・歩行者等の通行が優先されるべきコミュニケーションを形成する地域	・バリアフリー化等の観点	・安全で快適な通行空間の確保
景観・観光		・歴史的風土保存・形成地区 ・都市計画法における風致地区、美観地区 ・国際観光施設周辺地域	・歴史的風土保存・形成地区 ・都市計画法における風致地区、美観地区 ・国際観光施設周辺地域	・歴史的風土保存・形成地区 ・都市計画法における風致地区、美観地区 ・国際観光施設周辺地域	・都市景観 ・良好な都市環境・住環境の形成や歴史的街並みの保全等が特に必要な地区においては、主要な非幹線道路も含めた面的な整備を実施	・良好な景観・住環境の形成 ・歴史的街並みの保全 ・観光振興 ・地域文化の復興
地域活性化		・地域活性化に資する地方都市の主要道路沿道地域 ・比較的大規模な商業業務地域 ・地域住民等多数の人が集まる文化施設周辺地域 ・主要官公庁等事務所が集中しているオフイス街 ・主要な駅の周辺等街の玄関口を中心とする地域	・地域活性化に資する地方都市の主要道路沿道地域 ・比較的大規模な商業業務地域 ・地域住民等多数の人が集まる文化施設周辺地域 ・主要官公庁等事務所が集中しているオフイス街 ・主要な駅の周辺等街の玄関口を中心とする地域	・地域活性化に資する地方都市の主要道路沿道地域 ・比較的大規模な商業業務地域 ・地域住民等多数の人が集まる文化施設周辺地域 ・主要官公庁等事務所が集中しているオフイス街 ・主要な駅の周辺等街の玄関口を中心とする地域 ・中規模商店街		・地域活性化等に資する箇所
住環境		・ニュータウン開発地域	・ニュータウン開発地域	・住居系地域の幹線道路		
(電力需要の観点)	◎需要密度及び需要の安定性 ・配電線の場合にあっては電力需要密度が概ね 12 万キロワットノ平方キロメートル以上であること ◎加工の難易性 ・関連機器類を地上に設置することが可能であること。 ◎景観保持の重要性	①需要密度及び需要の安定性、施工の難易性並びに景観保持の重要性から委員会報告(第1期計画)における地中化地域の範囲に相当する地域。	(1) 需要密度及び需要の安定性、施工の難易性並びに景観保持の重要性から昭和 60 年 10 の「キャパシタシステム研究委員会報告」(第1期計画)における地中化地域の範囲に相当する地域			
		②都市の再開発等に合わせて総合的な都市造りの一環として先行的に地中化を行う、上記①の地域となることが見込まれる地域。	(2) 都市の再開発等に合わせて総合的な都市造りの一環として先行的に地中化を行う、上記(1)の地域となることが見込まれる地域			

これまでの無電柱化の状況

○直轄国道では、DID地区内の緊急輸送道路における無電柱化を重点的に実施

○一方、市区町村道では、整備延長の約3割がDID地区内の景観・観光に配慮した箇所において実施

無電柱化の整備延長(単位:km[上下線別] ※H27年度末)

*括弧書きは、全整備延長(9,464km)に対する割合

目的※1 \ 道路種別	直轄国道	補助国道・都道府県道	市区町村道	全体
防災※2	DID内 1,943 (21%) 外 204 (2%)	DID内 1,867 (20%) 外 149 (2%)	DID内 530 (6%) 外 4 (0.04%)	DID内 4,340 (46%) 外 357 (4%)
安全・快適※3	DID内 381 (4%) 外 1 (0.01%)	DID内 732 (8%) 外 10 (0.1%)	DID内 924 (10%) 外 16 (0.2%)	DID内 2,036 (22%) 外 27 (0.3%)
景観・観光※4	DID内 487 (5%) 外 72 (1%)	DID内 1,046 (11%) 外 130 (1%)	DID内 1,020 (11%) 外 183 (2%)	DID内 2,553 (27%) 外 385 (4%)
全体	DID内 1,983 (21%) 外 228 (2%)	DID内 2,758 (29%) 外 289 (3%)	DID内 3,442 (36%) 外 765 (8%)	DID内 8,182 (86%) 外 1,282 (14%)

※1: 目的別の整備延長は重複あり

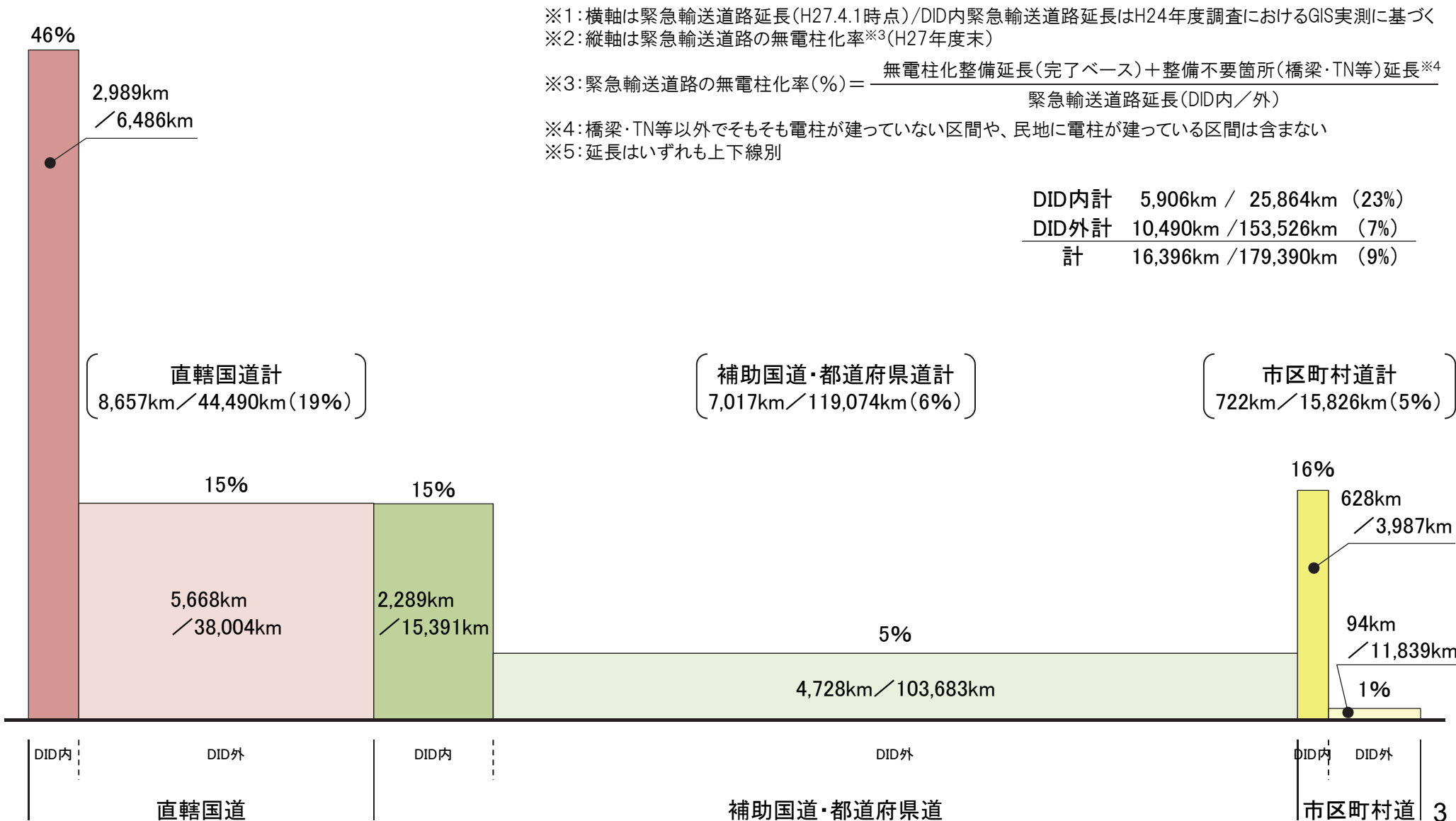
※2: 緊急輸送道路

※3: バリアフリー特定道路あるいはバリアフリー重点整備地区内の道路

※4: 景観重要道路、歴史的風致維持向上施設として定められた道路、景観地区、歴史まちづくり法の重点区域、重要伝統的建造物群保存地区、世界遺産周辺、重要文化財周辺、多くの人が利用する地域の顔となる道路、観光振興、伝統的祭り、その他歴史的地区、その他景観関連地区、その他景観に配慮すべき箇所

これまでの無電柱化の状況 ~緊急輸送道路における無電柱化率~

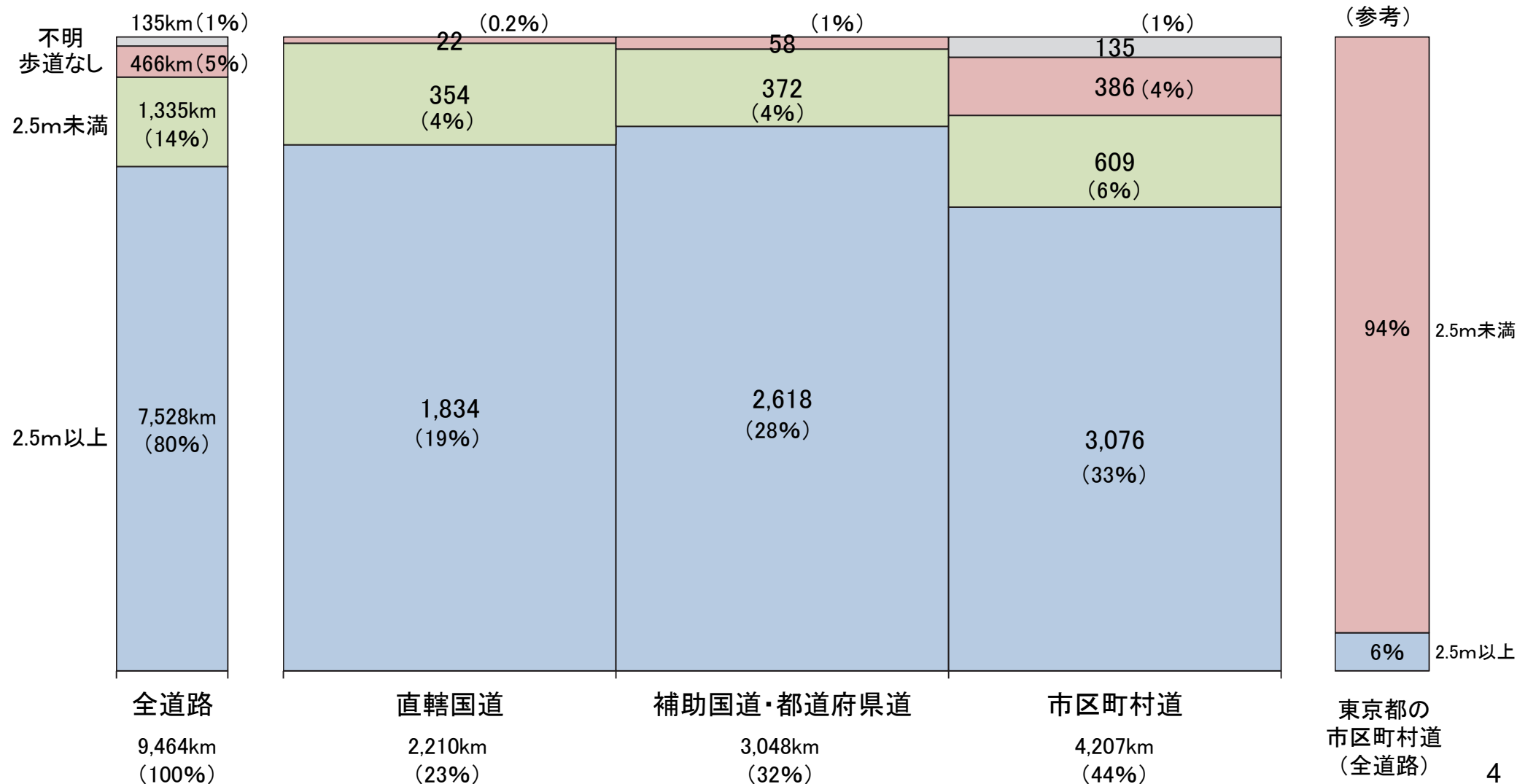
○DID内の緊急輸送道路の無電柱化率は、DID外に比べて高い



これまでの無電柱化の状況 ～幅員別の整備状況～

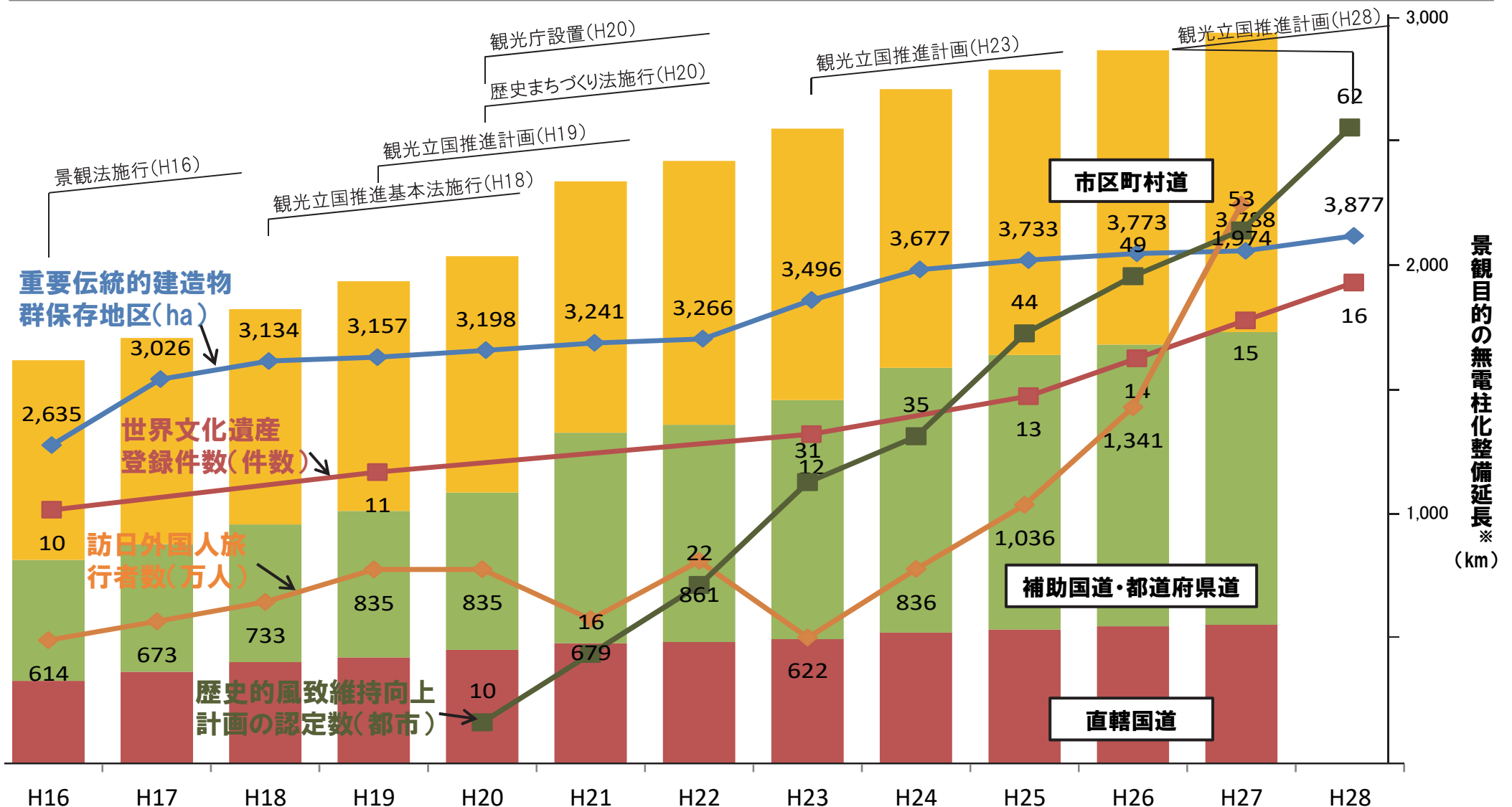
○歩道幅員が2.5m以上の道路での整備が8割を占めており、歩道幅員が狭い道路での整備が進んでいない

幅員別の整備延長(単位:km[上下線別]) ※H27年度末) *括弧書きは、全整備延長(9,464km)に対する割合



これまでの無電柱化の状況 ~景観への関心の高まりと無電柱化~

○景観や観光への関心の高まりに合わせて無電柱化が進展



※景観重要道路、歴史的風致維持向上施設として定められた道路、景観地区、歴史まちづくり法の重点区域、重要伝統的建造物群保存地区、世界遺産周辺、重要文化財周辺、多くの人が利用する地域の顔となる道路、観光振興、伝統的祭り、その他歴史的地区、その他景観関連地区、その他景観に配慮すべき箇所

これまでの無電柱化の状況

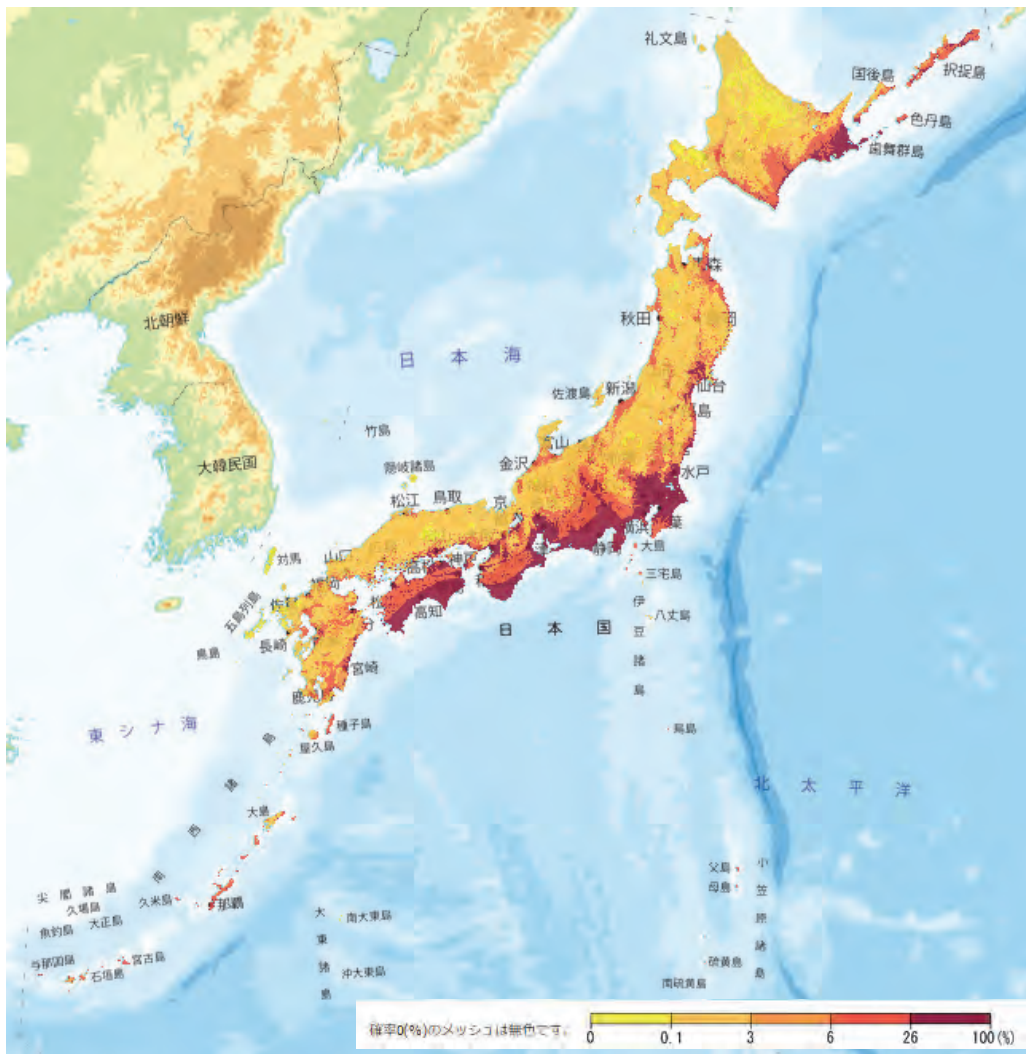
目的	これまでの無電柱化の状況
防災	・ 特に都市部の緊急輸送道路において無電柱化が進展しているが、全緊急輸送道路での無電柱化率は9%に留まっている
安全・快適	・ 歩道幅員が2.5m以上の道路での整備が8割を占めており、より歩行者の障害となりやすい歩道の狭い道路での整備が進んでいない
景観・観光	・ 景観への関心の高まりに合わせて無電柱化が進展

どのような道路で無電柱化を進めるべきか ～防災～

災害	年月	名称	電柱の倒壊状況	
地震	1995年1月	阪神淡路大震災 (兵庫県南部地震)	<p>電力:約4,500基※1 通信:約3,600基※2</p> <p>(供給支障に至ったもののみ) →倒壊した電柱や電線が道路の通行を阻害。生活物資の輸送に影響を与えたほか、緊急車両の通行にも支障。</p> <p>※1 「地震に強い電気設備のために」 (資源エネルギー庁編) ※2 NTT調べ</p>	
台風	2003年9月	台風14号	<p>宮古島市全体 電柱800本</p> <p>→倒壊した電柱により、通行不能箇所が多数発生。</p> <p>※沖縄電力調べ</p>	 <p>出典:NPO法人電線のない街づくり支援ネットワーク</p>
津波	2011年3月	東日本大震災 (東北地方太平洋沖地震)	<p>電力:約28,000基※1 通信:約28,000基※2</p> <p>(供給支障に至ったもののみ) →断線した電線が発災直後の道路の啓開作業を阻害。</p> <p>※1 経済産業省HP ※2 NTT調べ</p>	
竜巻	2013年9月	—	<p>埼玉県 越谷市46本※1 千葉県 野田市5本※2</p> <p>※1 越谷市HP ※2 内閣府HP</p>	

どのような道路で無電柱化を進めるべきか ～防災～

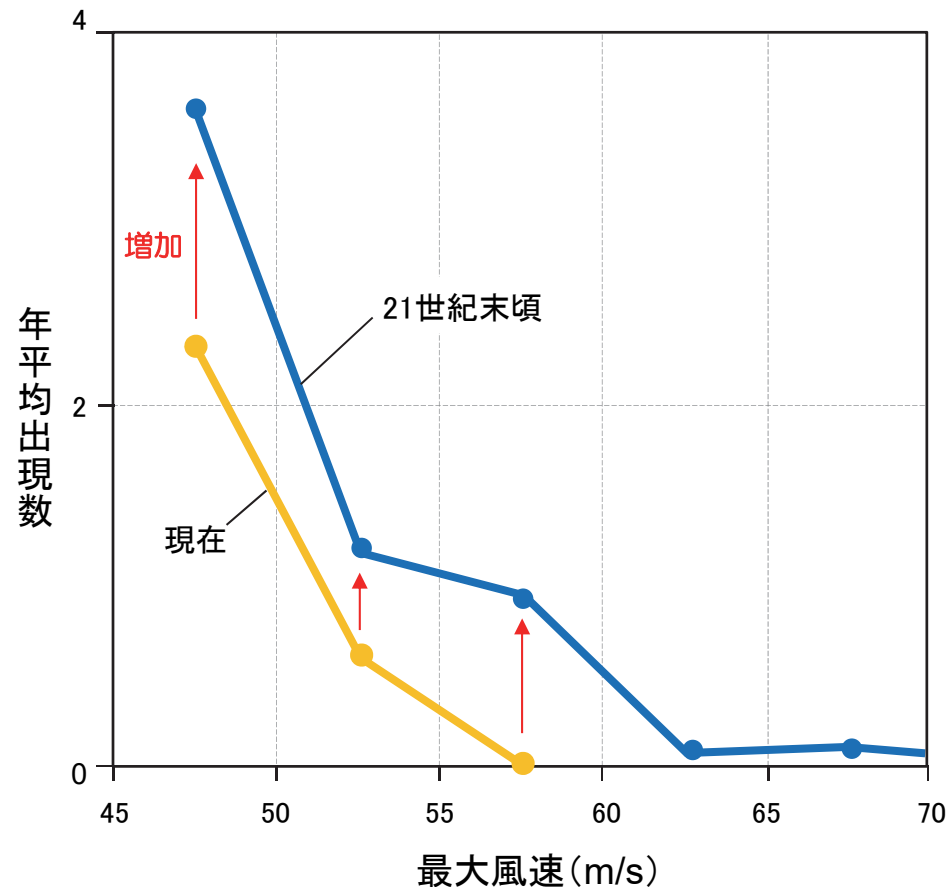
○激甚災害の発生可能性は高まっており、防災に対する対策が必要



(出典：(国研)防災科学技術研究所HP) <http://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>

- ・気候変動に伴う将来予測(気候モデルによるシミュレーション)では、非常に強い台風(最大風速44メートル以上※)の発生頻度は増加

※気象庁による台風の強さの階級分けによる



(出典：「異常気象レポート2005 概要版」(気象庁)からグラフ読取) 8

どのような道路で無電柱化を進めるべきか ～安全・円滑～

○交通がふくそうする道路



神奈川県横浜市戸塚区汲沢※

○狭あいな道路



東京都練馬区向山※

○通学路



大阪府八尾市東山本町



静岡県静岡市駿河区青木※



神奈川県横浜市戸塚区戸塚町※

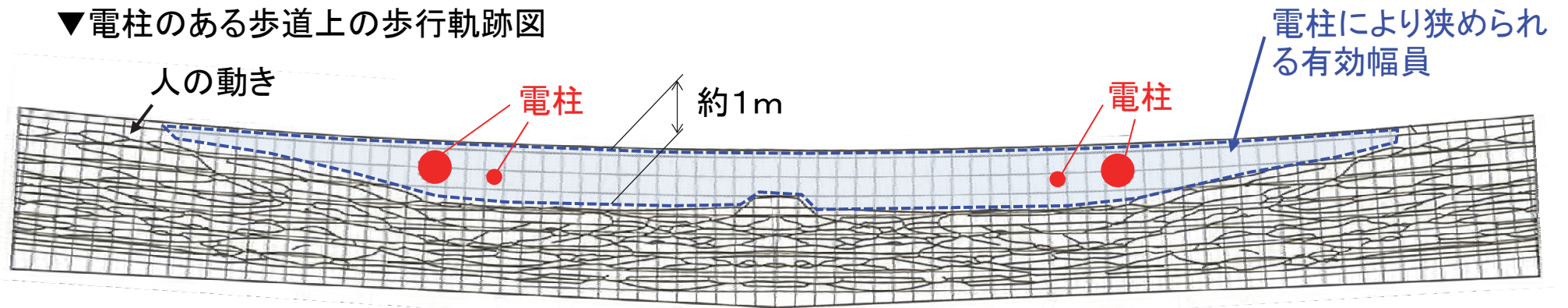


愛知県稲沢市稲葉

どのような道路で無電柱化を進めるべきか ～安全・円滑～

○歩道上の電柱は、道路の有効幅員を狭め、歩行者等の安全かつ円滑な交通を妨げており、バリアフリーの観点からも問題

▼電柱のある歩道上の歩行軌跡図



(出典:「電線共同溝一問一答」電線共同溝研究会 (に加筆))



大阪府八尾市東山本町



長崎県諫早市永昌町

どのような道路で無電柱化を進めるべきか ～景観・観光～



【山梨県富士吉田市】
迫力のある富士山を電柱と電線が邪魔をしている。



【静岡県富士宮市】
迫力のある富士山を電柱と電線が邪魔をしている。



【東京都墨田区】
蜘蛛の巣状の電線がスカイツリーの外観を損ねている。



【長野県上田市】
風情ある伝統的建造物群にそぐわない電柱・電線。



【神奈川県足柄下郡箱根町】
参道に張り巡らされる電線。



【福島県白河市】
美しい小峰城の景観を電柱と電線が邪魔している。11

どのような道路で無電柱化を進めるべきか ～景観・観光～



【静岡県富士市】

無電柱化が完了し、富士山の眺望が改善された。



【岩手県西磐井郡平泉町】

街路整備と併せて無電柱化を実施し、「歴史のみち」として整備。



【佐賀県嬉野市】

裏配線方式による無電柱化を施工し、街並みに調和した景観を創出。



【愛媛県喜多郡内子町】

江戸から明治にかけての伝統的建造物が軒を連ねる。高さは年代により異なり、これらの変化が町並みの面白さを生み、電柱がないことでその良さを際立たせている。



【京都府京都市】

世界遺産(東寺)を望む電柱のない景観が、毎月21日開催の弘法市来訪者の雰囲気盛り上げる。



【兵庫県姫路市】

世界遺産である姫路城の周辺道路であり、景観に配慮するため無電柱化を実施。

どのような道路で無電柱化を進めるべきか ～金沢市～

○平成21年1月に全国第1号の「歴史都市」に認定されたことなどを踏まえ、金沢のまちなみの特徴を活かし、様々な整備手法を取り入れた「金沢方式無電柱化推進実施計画」を策定

(1) 計画の目的

金沢らしいまちなみの特徴を活かし、かつ、地域の実情にあわせた整備手法を組み合わせた無電柱化(以下、「金沢方式無電柱化」という)に関する事項を示し、本市の無電柱化事業の推進に資することを目的とする。

(2) 基本方針

① 文化的景観創出

～無電柱化により、古き良きまちなみを創出し、歴史あるまちの品格を高めて、愛着と誇りの持てるまちなみをつくる～

② まちなか賑わい創出

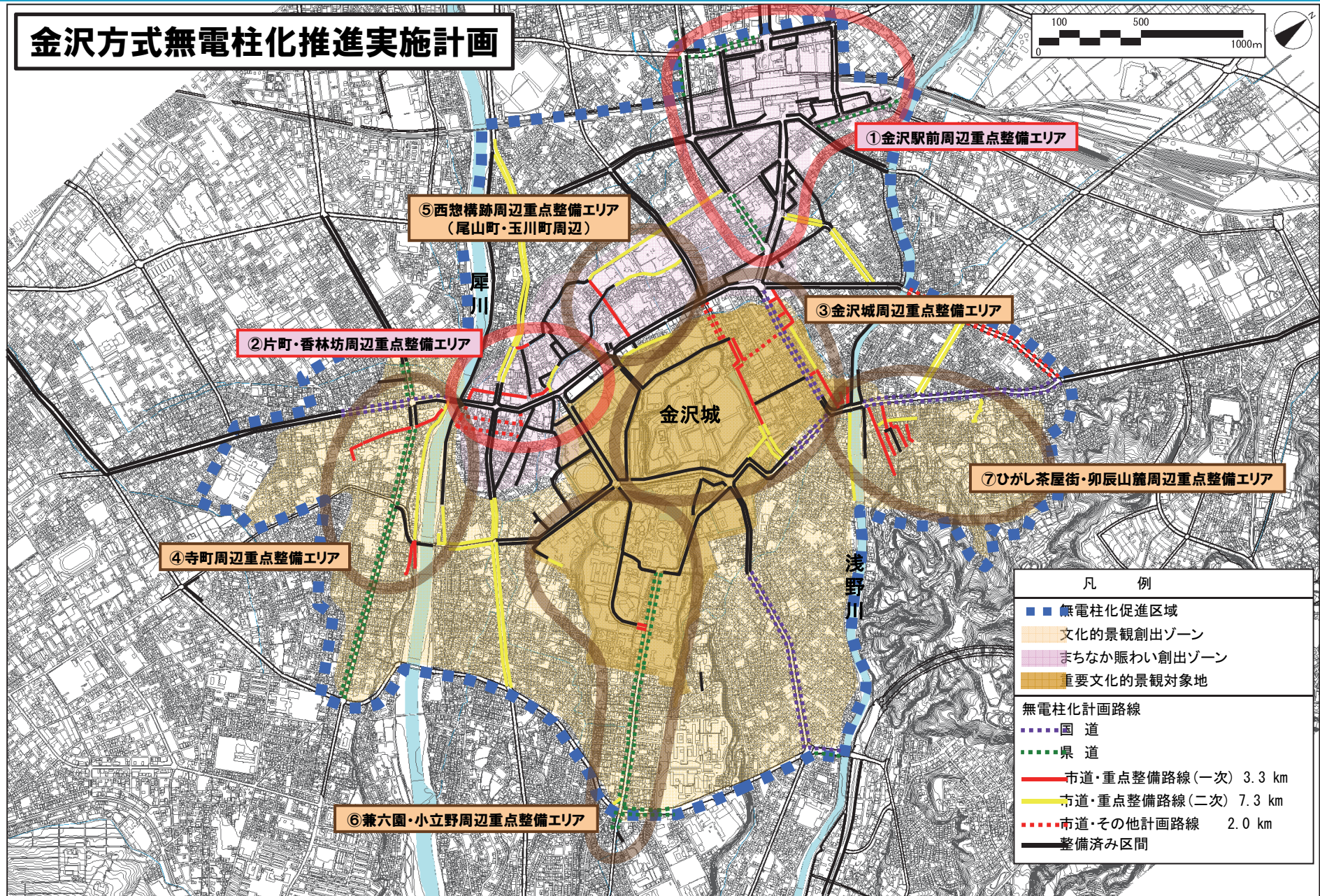
～無電柱化により、都市景観の向上を図り、金沢らしさを象徴するまちの活力と賑わいを高め、歩きたくなる魅力的なまちなみをつくる～

**無電柱化による魅力あふれる
安全安心なまちづくり**

③ 災害に強いまちづくり

～無電柱化により、災害発生時の電柱倒壊等による二次災害防止と緊急輸送路の確保を図り、安全安心なまちをつくる～

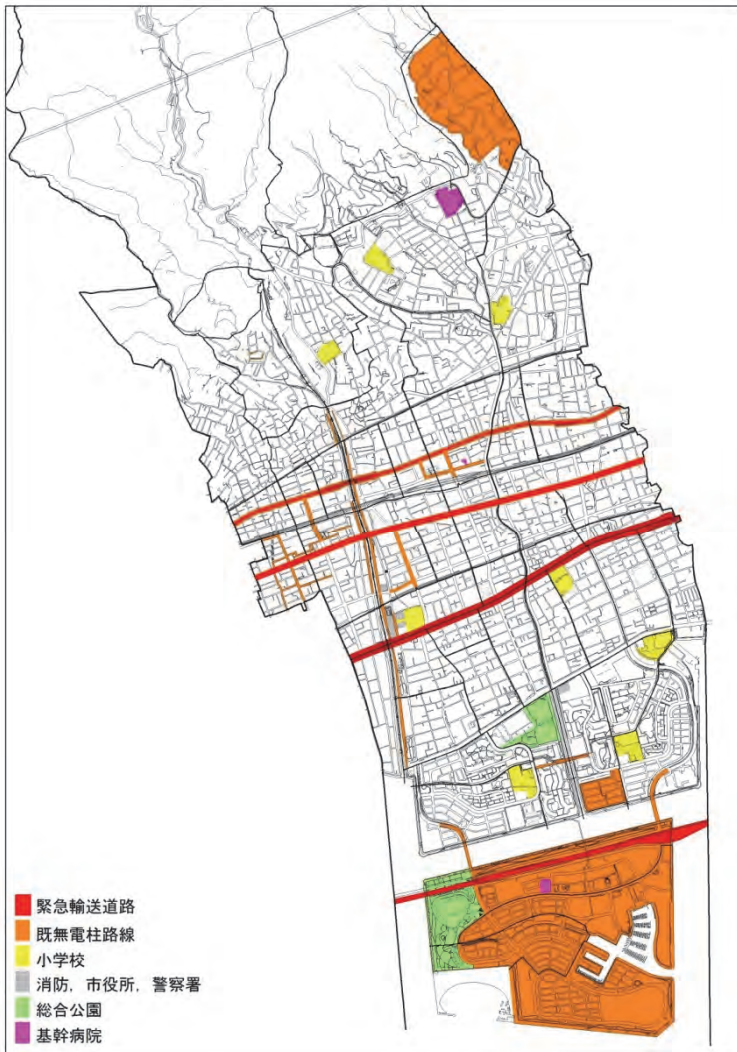
どのような道路で無電柱化を進めるべきか ～金沢市～



どのような道路で無電柱化を進めるべきか ～芦屋市～

芦屋市の現状

市道の無電柱化率は12.4%



当面の取り組み

まずは…

都市計画道路などの**幹線道路**を無電柱化する

①防災面から

緊急輸送道路から、防災上重要な施設をつなぐ路線を「緊急輸送道路を補完するルート」として無電柱化を行う

②景観面から

芦屋市景観計画等による芦屋川沿岸地区や宮川沿岸地区など

③地域創生から

地域の活性化を考慮して

今後の取り組み

・推進計画を策定

⇒ 市の方向性を示すとともに、市民や事業者のコンセンサスを得る。

・条例化の取り組み

⇒ 大規模開発時に電柱又は電線の設置の抑制を行い、無電柱化を推進

どのような道路で無電柱化を進めるべきか ～東京都～

○センター・コア・エリア内の国管理道路及び都市計画道路として完成した都道については、平成31年度までに無電柱化が完了する予定

	整備 対象延長 ^{※2}	整備済み延長 ^{※3} (括弧書きは無電柱化率)		備考 (データ)
		現況 (H27年度末)	H32	
国管理道路	113km	97km[102km] (83%)[90%]	113km (100%)	東京国道 ※[]書きは、 H28年度末
都管理道路	536km	494km (92%)	536km (100%)	「東京都無電柱化 推進計画」 (H26.12 東京都) ※H27年度末は東京都 に聞き取り
計	650km	591km (91%)	650km (100%)	

※1:センター・コア・エリアとは、概ね首都高速中央環状線の内側エリア





※2:「整備対象延長」とは、橋梁やトンネル、企業が独自に管路を埋設するなど「電柱がない区間を除いた」もの

※3:「整備済み延長」とは、電線共同溝の本体・引込管等が完成している延長

どのような道路で無電柱化を進めるべきか ～東京都～

無電柱化計画路線図



凡 例	
	無電柱化済区間(都道)
	無電柱化済区間(国道)
	5箇年で着手または完了する 主な計画区間(都道)
	センター・コア・エリア

無電柱化推進法(抜粋)

無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号) (抄)

(目的)

第一条

この法律は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化(電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱(鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。))又は電線(電柱によって支持されるものに限る。第十三条を除き、以下同じ。)の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。